

8 東三介第号外
令和8年4月1日

介護サービス事業所 各位

東三河広域連合介護保険課長

中山間地域居宅サービス運営支援金交付事業の対象事業の拡大について（通知）

日頃より東三河地域の介護保険行政にご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、東三河広域連合では、東三河の中山間地域（新城市鳳来地区・作手地区・設楽町・東栄町・豊根村）の高齢者が、いつまでも住み慣れた地域で在宅生活を継続できるように、1件毎に長距離移動を要する中山間地域の居宅へ訪問、送迎して介護サービスを提供する事業所に対し、運営負担の軽減のため、毎月のサービス提供実績に応じた運営支援金を交付してまいりましたが、令和8年4月1日より対象事業を拡大し、（介護予防）福祉用具貸与事業所においても訪問実績に応じた運営支援金を交付し、事業所の安定した運営環境の確保を図ります。

事業の詳細及び手続きについては、ホームページに掲載する別添資料、交付要綱及び各種様式を参照下さい。

【お問い合わせ】

介護保険課 指定グループ

電話：0532-26-8470・8471 FAX：0532-26-8475

E-mail: kaigohoken@union.higashimikawa.lg.jp